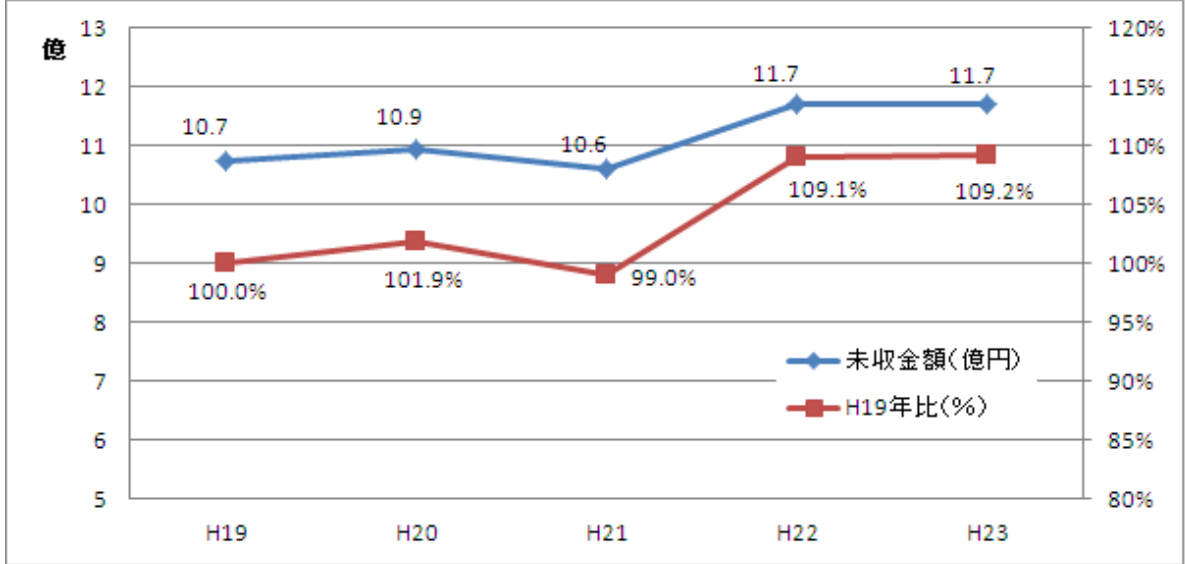


税外未収金対策について

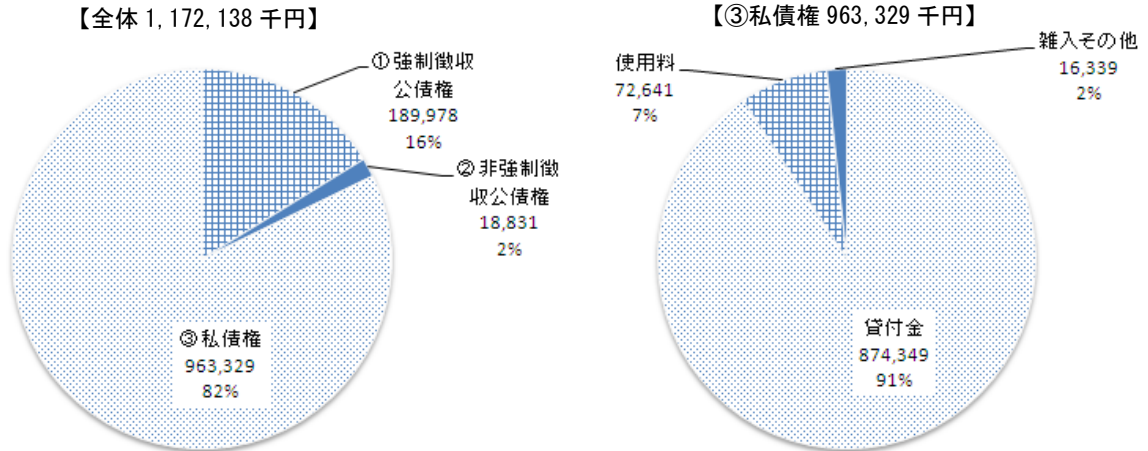
1 税外未収金の状況

(1) 過去5年間(H19~23)の推移



- H23年度決算の収入未済は約11億7200万円(内訳:繰越約10億7300万円、新規約9900万円)で約100万円の増加となっている。
- 繰り越した未収金は毎年約10%徴収しているが、新規でほぼ同額発生している。
- 平成22年度は前年度より約10%(約1億900万円)増加したが、行政代執行費約1億円の新規発生によるもの。
- 税外未収金は、突発的に発生するものを除くと、緩やかな増加傾向にある。
- 近年の不況の影響等により、生活支援等の対策による貸付金で増加傾向が強い。

(2) 税外未収金の内訳(H23決算) 単位:千円



- ① 強制徴収公債権: 行政代執行費、放置違反金 等
- ② 非強制徴収公債権: 生活保護返還金、行政財産目的外使用料 等
- ③ 私債権: 貸付金(生活支援・奨学資金等)、使用料(県営住宅等) 等

2 税外未収金縮減に向けた課題

- (1) 未収金の仕分け・処理方針の判断
 - 生活支援等によって発生したものが多い。
 - 少額の債務者が多く、債権も多種多様である。
 - 発生から年月を経過したものが多い。
 - 自力執行権がない私債権が多い。
- (2) 訴訟手続等による徴収
 - 徴収コスト：訴訟費用・弁護士費用 等

3 平成24年度からの新しい取り組み

【3年間（H24～26）を集中整理期間として位置付け】

(1) 税外未収金対策にかかるガイドラインに基づく全庁的な対策強化、意識の向上

- 債権管理の強化、早期着手の推進 → 税外未収金の新規発生抑制
- 関係法令の整理 → 債権管理の段階に応じた適切な措置の実施

(2) 税外未収金処理方針検討委員会の設置 → 仕分け・方針決定を支援

ア 目的

- 検討委員会は、処理方針の判断が難しい未収事案の仕分けを行い、処理方針について意見を述べ、未収金所管所属による判断の一助とする。
- 法律・福祉・会計処理の専門家を外部委員とすることにより、より適切な処理方針の決定を迅速に行う。

イ 委員の構成

外部委員：弁護士、大学教授、公認会計士
内部委員：総務部次長、案件所管の部の次長

ウ 仕分け、処理方針の種別

- ① 訴訟手続：支払督促、少額訴訟、通常訴訟 → 強制執行
- ② 折衝継続、再調査：訪問等による催告、状況把握、財産調査等
- ③ 債権放棄：県議会議決 → 不納欠損処理

(3) 税外未収金の共同管理の実施 → 財政課による法的処理（訴訟等）

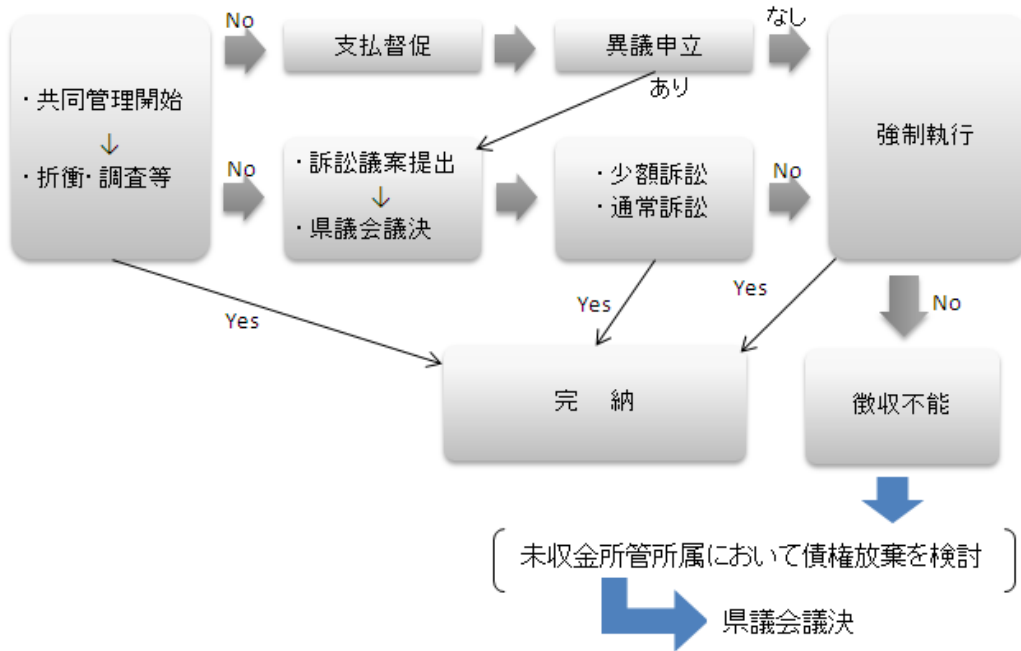
ア 目的

- 回収困難な未収金を未収金所管所属と財政課の共同管理とし、財政課が支払督促、訴訟等（法的処理）を前提とした徴収業務を行う。
- 訴訟手続等を一元的に行うことにより、ノウハウを蓄積し徴収力を強化するとともに、歳入確保、公平性・公正性の確保を図る。
- 一元化による効率アップや原則として弁護士を使わないことにより、徴収コストの抑制を図る。

イ 法的徴収手段の選択方法

- 民事訴訟法に基づく支払督促、少額訴訟、通常訴訟のどの方法を選択するかは、費用対効果、各徴収方法の特徴を比較考慮のうえ選択する。

ウ 共同管理による徴収の流れ（私債権の場合）



(3) 今後の予定

- 共同管理：7月中旬に開始（案件選定から）

《参考》

1 債権種別による比較

区 分	消滅時効の援用	自力執行権の有無	強制執行等の手段
①強制徴収公債権	不 要	あ り	差 押
②非強制徴収公債権	不 要	な し	訴訟等→強制執行
③私 債 権	必 要	な し	訴訟等→強制執行

2 訴訟手続の比較

区 分	支払督促	少額訴訟	通常訴訟
根 拠 法 令	民事訴訟法第 383 条	民事訴訟法第 368 条	民事訴訟法第 133 条
管 轄	簡易裁判所 ・債務者の住所地の簡易裁判所に限定	簡易裁判所 ・義務の履行地（原告住所地）の簡裁でも可能	簡裁：訴額140万以下 地裁：訴額140万超 ・義務の履行地（原告住所地）の地裁でも可能
訴額の制限	なし	60万円以下	なし
訴訟費用の目安 ※	訴額 60万：4,100円 訴額 140万：6,600円	訴額 60万：12,000円	訴額 60万：13,000円 訴額 140万：18,000円
特 徴	・債務者の督促異議申立てにより通常訴訟へ移行→議決が必要 ・裁判所への出頭が不要	・同一簡裁への提起は年10回まで ・和解、分割納付の判決が可能 ・原則1日で審理完了	・債務者が居所不明でも可能

※裁判所へ支払う印紙・切手代等（弁護士費用は含まない）